

墓地水道料金 （上水道・公営簡易水道） の支払い方法について

墓地水道料金は、口座振替または納付書により納付していただくことになっています。

■**墓地水道料金** 年額400円
※年1回8月に請求します。

■納付方法

口座振替または納入通知書

■その他

墓地水道を利用しなくなった方、新たに利用する方、住所等が変更となった方は水道課までご連絡ください。

◎問い合わせ先

水道課業務係 ☎内線129

平成30年毎月勤労 統計調査特別調査

雇用の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づき厚生労働省が調査を実施します。

■対象

無作為に抽出された調査区に所在し、7月31日現在1人以上4人以下の常用労働者を雇用する事業所。

■調査方法

8月から9月にかけて調査員がお伺いします。

■調査結果

景気の判断や、社会保障制度の検討資料として活用されます。

◎**問い合わせ先**：県統計課農林統計係 ☎099-286-2485

住宅地等での除草剤 の適正使用について

住宅地等で除草剤を使用すると、薬剤の飛散等が心配されます。出来るだけ人力、刈払機による除草作業を行い、除草剤を使用する場合は次のことに気をつけましょう。

■除草剤を散布の注意事項

- ①ラベルに記載された使用方法、注意事項を守りましょう。
- ②周囲に飛散しないように、風向き等に注意しましょう。
- ③周囲の住民に除草剤を使用することを周知しましょう。
- ④散布した場所に人やペットなどが近づかないように対策をしましょう。

◎問い合わせ先

生活環境課 ☎32-1297

福祉

子育て講演会 お母さんのための ほめる達人講座

「ガイアの夜明け」や「クローズアップ現代」などで今話題の「ほめる達人」鹿児島在住の人気講師による特別講座で、あなたもほめる達人になってみませんか？

■**開催** 8月27日（月）

■**時間** 午前10時30分～11時30分

■場所

垂水市子育て支援センター

■対象

ファミリーサポートセンターの登録会員、子育て中の親子、地域の方

■講師

（一社）日本ほめる達人協会
特別認定講師 福元直子氏



■参加費 無料

※事前予約が必要です。

■**申込期限** 8月10日（金）

◎**問い合わせ先**：垂水市子育て支援センター ☎31-3052

沖縄戦没者追悼式 参列遺族の募集

平成30年度鹿児島県出身沖縄戦没者追悼式への参列を希望されるご遺族を募集します。

■**開催** 11月13日（火）

※前日からの団体行動

■**場所** 鹿児島霊園

（沖縄県糸満市平和祈念公園内 摩文仁の丘）

■対象

「鹿児島県出身沖縄地域戦没者名簿」に記載されている死没者の配偶者および三親等以内の御遺族

■**募集人数** 9人

（県内全市町村で）

※申し込み多数の場合は選考となります。

■申込期間

8月1日（水）～31日（金）

◎問い合わせ先

：福祉課
地域福祉係 ☎内線125

児童福祉支援 各種手当の現況届

子育て支援・障害者支援に関する各種手当の受給者は、毎年、現況届の提出が必要です。

※提出がない場合、手当を受けられない場合があります。

※扶養義務者や世帯員の所得状況等により受給できない場合や、一部停止になることがあります。

■現況届の提出期間

①児童扶養手当

ひとり親家庭医療費助成金

8月1日（水）～31日（金）

②特別児童扶養手当

特別障害者手当

障害児福祉手当

8月10日（金）～9月10日（月）

■手続方法

現在受給中（停止中含む。）の方は本人に通知します。福祉課児童障害者係にて、お手続きください。また、次の手当の受給要件を満たしながら、未受給の方については、同係へお問い合わせください。

※詳しくは、ご連絡ください。

◎**問い合わせ先**：福祉課児童障害者係 ☎内線124・127

各種手当のご紹介

■児童扶養手当

①受給者要件

- ・父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母又は父（母子家庭の母又は父子家庭の父）
- ・父母のいない児童を監護している里親以外の養育者

②手当の対象となる児童

18歳になる日以降の最初の3月31日までの児童（障害者は20歳未満）で次のいずれかに該当する者

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が法令で規定する障害の状態にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童（認知含）
- ⑧上記①～⑦への該当が明らかでない児童

③手当額（月額）

- ①児童が1人の場合 10,030～42,500円
- ②児童が2人の場合 5,020～10,040円加算
- ③児童が1人増す毎に 3,010～6,020円加算

■特別児童扶養手当

①受給者要件

精神又は身体に障害のある児童を監護する父か母または父母に代わって養育している人に対し支給。

②手当の対象となる児童

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除かれます。

③手当額（月額）

- ①重度障害児1人 51,700円
 - ②中度障害児1人 34,430円
- ※児童扶養手当と併給可

■障害児福祉手当

①受給者要件

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除かれます。

②手当額（月額） 14,650円

※特別児童扶養手当との併給可

■特別障害者手当

①受給者要件

重度の障害があり、常時特別の介護を要する20歳以上の方。ただし、施設などに入所中の方、医療機関に3か月以上入院中の方は除かれます。

※手当の対象者（次のいずれかに当てはまる方）

- ①おおむね、重度の障害を2つ以上お持ちの方
- ②寝たきり等で、日常生活が1人ではできない方
- ③絶対安静の症状がながく続いている方
- ④重度の精神障害や知的障害により日常生活能力がほとんどない方

②手当額（月額） 26,940円